

入植者植民地主義研究と台湾原住民研究： 対話可能性の検討

松岡 格

Settler Colonialism and Studies of the Societies of the Indigenous People of Taiwan.

MATSUOKA Tadasu

摘要

本文通過確認定居植民地主義的基本概念和討論後，検討了把這些討論帶到台灣原住民研究的意義。筆者認為，我們不能把它直接援用到台灣原住民研究，但同時，認為它爲了深化台灣原住民研究的有用的可能性，検討提案了三個方向。

1. はじめに

英語圏を中心に行われてきた「入植者植民地主義」に関する議論について、日本でもこれに関わる重要な研究業績の訳出・紹介がなされるようになってきている。しかし、詳しくは後述するが、台湾原住民研究について入植者植民地主義との関わりを学術的に検討したものはまだ少数である。

本稿では、これをめぐる議論や概念の提唱者とみなされてきたウルフの論述を中心として入植者植民地主義をめぐる議論をレビューしたうえで、台湾原住民社会研究に入植者植民地主義をめぐる議論を導入する意味について検討し、こうした議論を台湾原住民研究に活かす複数の方向性について提案することを試みる。

2. 入植者植民地主義と先住民、排除の論理

入植者植民地主義 (settler colonialism) とは何か。議論の出発点がオーストラリアの人類学者、ウルフ (Patrick Wolfe) にあることはよく知られている。本稿では主にこのウルフによる議論を中心にレビューを行っていくが、まず、ウルフおよびウルフ以後の議論の展開について広く説明を行っているイングラ

ート (Sai Englert) の解説を参照しながら入植者植民地主義に関わる基本概念とその議論の射程について確認する (Englert, 2022)。

入植者植民地主義は、従来の植民地主義と次のような違いがあるとされる。従来型の植民地主義¹は、植民地から富を収集 (資源を採取) し、本国に送ることを基調とする (Englert, 2022 : 5-6)。この場合、自国の市民 (国民) を恒常的に植民地に送るというインセンティブは低い。また現地人を労働者として徴用し、その労働力を搾取することも特徴の一つとされる (Greer, 2019 : 384)。このタイプの代表的な例としては、イギリスの植民地であったインドが挙げられることが多い。

一方で、同じように「植民地」と呼ばれていても、上記とは異なる植民地化の実態が存在していたことが知られている。かつてのオーストラリアのように、入植者を征服地、すなわち先住民居住地に送り込み、新たな社会を築こうとするような植民活動がみられたのである。入植者植民地主義とは、そのような植民活動を行う植民者および関係者の理念を説明しようとしたもの、と考えられる。こうした地域への入植者は植民地化した土地を永住地とするため、植民地化の過程で先住者人口と長期的な対立構造を形成する (Englert, 2022 : 5-6)。

以上のような類型論が分析上どの程度有用かは別として、入植者植民地主義の特徴がどこにあるのか、という点については明確になるのではないだろうか。この内容をふまえて入植者植民地主義²についてまとめれば、それは入植者を特定の国家から新たな征服地に送り込み、入植者を主とする新たな社会を築くことを正当化する理念である (Englert, 2022 : 5-6 ; 東, 2022 : 8)、またこのような植民地体制を正当化し、入植行為を正当化する理念である、と言えるだろう。上記の従来型の植民地主義には自然資源の採取、人的資源の搾取を中心

-
- 1 入植者植民地主義との違いを示す示差的名称として、franchise colonialism が用いられている。この franchise は、(例えば国王が東インド会社、植民地当局などに与える) 勅許・特許・特権を指すのではないかと思われる。プランテーションなど経済事業が関わるため、事業植民地と言ってもよいのかもしれない。従来型の植民地主義は現地住民を労働者として徴用し、労働力を搾取するのに対して、入植者植民地主義は純粋に先住民の土地を求め、労働力としての現地人を必要としない (Greer, 2019 : 384)。
 - 2 近代国家による土地の領域的支配を前提として「領土」として新たに獲得した遠隔地を支配し、そこに自国の国民を入植させ (植民地、植民地化)、既存の現住者 (=先住民) との間の差別的支配体制 (植民地体制) を構築し、その制度的差別を (入植者を含めた) 現地社会に定着させる観念 (植民地主義) を浸透・普及させることで統治体制を確固たるものとしようとする、とも説明できるかもしれない。

とする経済植民地という特徴もあると思われるが、こうした植民地では必ずしも入植者が植民地現地に定住する必要がないのに対して、この理念ののっとりて経営・統治される植民地では、一時的な入植ではなく、入植者の定住が恒常化、当然視されることが注目される（「入植者植民地主義」と称されているのはこのためであろう）。

入植者（settler）は入植地において土地の占有、所有権の請求、などを行い、プランテーション経営などを通じて自らに有利な資本蓄積（accumulation）をしていく³。典型例はイギリスから北アメリカに渡った白人入植者（アングロ・サクソン系、プロテスタント、いわゆるWASP）である。入植者植民地主義に関わる代表的な論者である既出のウルフは、オーストラリアを例にこのことを論じたが、後続の研究では、アメリカ合衆国（米国）をはじめ、アルジェリア、アルゼンチンその他の地域においても学術的検証と議論がなされている。

ウルフによれば、入植者植民地主義の対象となった地域（被征服地）では、入植者による先住民に対する排除の論理（logic of elimination）が働く。植民地統治下で入植地の先住者（「先住民」）の権利は認められず、先住民は排除の原理にしたがって非所有化（Indigenous dispossession）されていく。具体的には入植者が入植地に定住し、先住者を追い立てることで非所有化するのである。入植者および植民地当局は先住民の土地、資源、労働力を採取（extract）し、資本として蓄積する⁴ために、その土地から先住者を追い立てたのである（Englert, 2022 : 79）。

排除の論理は単に人の移動を引き起こすだけでなく、これが先住者達の命に関わる場合もある。排除の論理が、直接的に先住民の存在を抹殺・否定することを意味する場合でも移住のプロセスで命を落とすといったことがみられたことはよく知られている。

3 そしてアメリカ合衆国のように、入植者国家（settler state）としての独立（settler independence）へと展開した例もある（Englert, 2022 : 73）。

4 産業革命はいくつかの面でこのプロセスに寄与した。（1）入植基地としての港（port）・港湾都市（port city）の建設、そこへの交通・運輸手段としての蒸気船、蒸気機関の考案・設計・建造、こうした輸送ルートは入植地から産業に必要な材料（羊毛、肉、鉱物）を本国（metropole）に送る手段としても機能した（Englert, 2022 : 65-66）。（2）鉄道（railways）の敷設は入植者の世界を拡大（settler expansion）し、入植地からの資源の採取の進展に寄与し、先住民を非所有化するのに寄与した（Englert, 2022 : 67-74）。

また命に関わらない場合でも、先住民は、例えば動植物と同じように原始的 (primitive) といった理由で、白人と同様の権利は認められず、国家による先住民の編入、同化、または排除、といったことが正当化される (Englert, 2022 : 81)。その際に問題となったのが「無主地 (Terra Nullius)」の発見 (「発見の原則 (Doctrine of Discovery)」、そしてその占有 (Occupation)、特にその先占 (後述の「無主地先占の原則」) であった (Englert, 2022 : 82, 125)。

例えば日本の法学者・島田征夫は、近代国際法のルールのもとで上記「発見の原則」「無主地先占の原則」が領域取得の条件として認められていた⁵ことを指摘している⁶ (島田, 2014 : 73-79)。15世紀以降の近代国際法の代表的論者であるグロティウス (Hugo Grotius) やヴァッテル (Emmerich de Vattel) がこれに関する理論構築を行った⁷。

無主地先占の原則は国家間だけでなく、特定の入植地内にも持ち込まれた。このルール (原則) 下で明確に主権⁸を認められるのは西欧諸国のみであり、入植地は出発点においては誰のものでもないと言われ、「無主地⁹」として先占取得が認められた (Englert, 2022 : 83)。例えばオーストラリアにおける入植者の定着、共同体構築・社会構築においては、この無主地先占の原則が現地にお

-
- 5 ここでは発見と占有 (先占) を並列して挙げたが、入植、植民地化を行ったオランダ、スペイン、イギリスなど西欧列強の外交実践、領域取得の歴史としては、発見から占有へと移行する流れがあった。当初 (15世紀後半から17世紀末) は無主地の (国家による) 所有には象徴的所有 (symbolic taking of possession) としての発見 (discovery) のみで十分とされたが、19世紀になると、これでは不十分で、対象となる土地の占有 (occupation) が必要とされるようになった (Simsarian, 1938 : 111, 119, 124, 125)。
- 6 すでに述べたことと一部重なるが、島田による説明によると、領域取得の態様の一つとしての発見、無主地に対する領有権主張の根拠として「発見の原則」が認められるようになり (15~18世紀)、18世紀末のヌートカ湾危機はこの無主地先占の原則が適用された事例となった (島田, 2014 : 101-103)。
- 7 グロティウスは私的所有権の原始的取得は先占によるとのローマ法の原則を国家間の領土権の獲得に応用し、無主地に対する領域取得は、発見だけではなく、引きつづき占有することで有効となすとした (島田, 2014 : 85-88)。グロティウス以後の代表的理論家であるヴァッテルが無主地先占についてより具体的な説明・記述を行った (島田, 2014 : 90-94)。すでに述べた西欧列強の外交実践と対応する形で、このような理論的な展開がみられた、ということになるだろうか。
- 8 このロジックの中で先住民は主権を否定されるわけであるが、それ以前に存在として排除された。そのようなプロセスとロジックについてイングラートは非人間化ロジック (dehumanising logic) と称している (Englert, 2022 : 125)。

ける法体系構築のベースとなり、オーストラリアの大衆文化にも組み込まれることで、上述の「排除の論理」を実行していった（Wolfe, 2001 : 868-869）。詳しくは後述するが、このような排除の論理実行プロセスの中で、オーストラリアの先住民、アボリジニの土地に関する権利は占有に過ぎないものとして所有権を否定され、アボリジニは土地所有（private property）の概念を共有しない者として、私的財産としての土地所有のプロセス（私的所有化）から排除されていった。

3. 排除の論理の具体的な展開

以上の入植者植民地主義と、それに関わって議論の対象となる排除の論理について概観した内容をふまえて、排除の論理の具体的な展開を示す事例についてみておきたい。

そのためにまず見ておきたいのが、アメリカ合衆国でアメリカ先住民¹⁰に対して行われた保留地政策である。

9 以上のような「無主地」「無主地先占の原則」を正面から否定したものとして、マボ判決が知られている。マボ判決とは、1992年にオーストラリア最高裁がくだしたもので、無主地概念を否定したものとして有名である。またこれをうけてオーストラリアでは先住民の（植民地化以前の）土地所有権原が認められていった。実際、1993年には先住民の土地所有権原を認める法律、先住民権原法（Native Title Act）が策定された（橋本、1994 : 6 ; 金城、2012 : 51）。マボ判決の判決理由には、無主地という考え方自体が事実誤認であり、今日では受け入れがたいということが述べられており、また判決に関わる訴訟の対象となっていたのはオーストラリアの特定の土地についてであったが、この判決に関わった判事たちは、かつて無主地として（イギリス）国王の所有（「国王の土地 Crown Land」）とされてきたオーストラリア全土に関わる内容であると言及しており、かつてオーストラリアが無主地であったという認識が虚構であったことを認め、先住民の土地に関する権利を認めた（橋本、1994 : 1, 3 ; ハージ、2008 : 116-121 ; 金城、2013 : 16 ; 友永、2017 : 21-22）。オーストラリアの先住民権原について検討したある論者は、簡潔に、先住民が土地を所有していなかったという誤った仮定にもとづき、オーストラリアが無主地であったとの認識、無主地というフィクションを覆したこのマボ判決を、オーストラリアの土地所有をめぐる状況を大きく変革した一種のパラダイムシフトであった、と表現している（Palmer, 2018 : 15）。

10 アメリカ合衆国の先住民については、ネイティブ・アメリカン、インディアンなどの呼称がある。本稿では原則としてこの呼称、アメリカ先住民という表現で統一する。アメリカ先住民と言っても、南米は含まない。また北アメリカ先住民などとしてもカナダの先住民などが入ってしまう。曖昧性を残すことを避けられないが、比較的用例が多いこの呼称を用いる。

3.1 政策的移住

1850年代以降にアメリカ合衆国の対先住民政策の中心となった保留地制度 (reservation) には重要な前提が二つあった。(1) 先住民の軍事的征服、および (2) 入植者のために先住民に土地の明け渡しを迫り、強制移住を行うことである (Englert, 2022 : 105-106)。

排除の論理実行の極端な形として、上記 (1) のように軍事的征服によって先住民の命を奪う形が考えられる。人間をその土地から物理的に消去し、空いた土地を我が物とすることはとてもわかりやすい。しかしこの場合は人間自体を物理的に破壊するため、上述の非所有化以前の問題となってしまう。

これに対して、強制移住などの形で先住民を元の居住地域から退去させることが排除の論理、および非所有化の典型的な形とされる。

アメリカ合衆国では、先住民移住法 (1830) により、多くの先住民がミシシッピ川以西の保留地へと移住させられたことがよく知られている。

1887年のドーズ法 (The General Allotment Act, 一般土地割当法) は保留地、という先住民のために留保された土地を個々の先住民に私有地として割り当てた¹¹ (残りの土地を白人に開放した) ものとされるが、これにより保留地のかなりの割合が白人の手に渡ったことも知られている (Englert, 2022 : 108-109 ; Wise, 2023 : 118)。

入植者植民地主義にとって非所有化のプロセスは極めて重要である。なぜならそれは、土地を奪取して入植者または入植者国家のものとし、すでに現地に実在している共同体・社会組織の形態を解体させることによって先住民に対する入植者の支配の基礎を構築するからである¹² (Englert, 2022 : 116)。前出のドーズ法によって行われた土地の割り当ては、事実上先住民の土地を流出させたことがよく知られているが、後述するように、入植者植民地主義の研究は、

11 保留地制度の対象としての先住民への認識には二重性が見られた。(1) 非所有や編入に関わっては先住民を画一的に扱い、その意味では同じように括るが、(2) 先住民を居住地域によって分けるという意味では区別し、先住民社会内の関係というよりも統治者 (入植者国家) との関係に沿って整理し直された (Englert, 2022 : 117-118)。

12 入植者植民地主義の世界における非所有化の帰結は大きく二つのタイプに分かれる。CANZAUS (カナダ・アメリカ・オーストラリア) のアングロサクソン入植地のように先住民の排除に帰結するか、あるいはメキシコ、アルジェリア、南アフリカやアイルランドのように、先住民をプランテーションや鉱山、その他の入植者の産業の労働力として組み込むか (Englert, 2022 : 116)、である。

さらに一步ふみこんで、これが土地に対する主権を否定するための、共同体瓦解のための施策であった、と指摘する。

3.2 同化

いわゆる「同化」を通して先住民という独自のアイデンティティや存在そのものを消去しようというのが、ウルフらが述べる排除の論理実行の、もう一つの典型的パターンである。

ウルフは同化を生物学的同化と文化的同化に分けている。どちらも「排除の論理」に関わるが、生物学的同化による排除の論理実行はわかりやすい。例えばアメリカ合衆国では、先祖に一部でもアフリカの血統が存在していた場合、黒人とみなされた (Wolfe, 2006 : 387-388) のに対して、先祖に一滴でもアメリカ先住民 (「インディアン」) でない血が流れていた場合、純粋ではない人種 (混血)、とみなされた。これによって混血者は先住民性を剥奪され、保留地に関わる権利から排除されたのである (Wolfe, 2006 : 388)。

またオーストラリアでは、先住民保護法 (Aborigines Protection Act, 1886年)¹³において (1) 先住民と混血者 (half castes) を区別し、(2) 後者を先住民居住地から隔離する、という規定が盛り込まれた。その趣旨は明確で、先住民人口を減少させ、土地に対する集団的権利を総体として封じ込めることにあった¹⁴ (Englert, 2022 : 157)。

その後の白豪主義のオーストラリアにおいて同化主義的な政策がとられたことはよく知られている。先住民の血統が51%以下の「皮膚が白いアボリジニ (lighter-skinned aborigines)」は保留地から追い出された (Wolfe, 2001 : 872)。このように血統主義 (自然血統) を法制化することによって混血者を「先住民の権利」から排除したのである。

一方で文化的同化についてウルフらが挙げるのは教育に関わる政策である。例えばオーストラリアでは、1936年に先住民の児童たちを親元から連れ去って養護施設に送り込むという政策が始められた。先住民を同化するという形で消滅を図る (Englert, 2022 : 157)、という文化的同化に関わる政策であった。

13 1869年オーストラリア、ヴィクトリア植民地の法ではアメリカ合衆国において政府が先住民に保留地を押しつけたように、政府に先住民 (Aborigine) がどこに住むかを定める権限を与え、誰が先住民であるかを定める権限を承認していた (Englert, 2022 : 156-157)。先住民保護法はその後継法であるとされる。

14 混血の放置によって先住民にとっての総体的な取り分を減らした、とも言えるだろう。

これがいわゆる「盗まれた世代」を生んだ（松岡、2017など参照）。

同様の例はカナダでも見られた。カナダの寄宿学校（1874-1970年代）に関わる政策で、政府は先住民の子ども達を家族から引き離し、こうした児童たちに対して同化主義的な教育を行った（Anaya, 2021 : 87-88）。

アメリカ合衆国でも、同化の道具の一つとして、寄宿学校が用いられた。当時白人への同化の道具立てとしての学校（school）、教会（church）といった場、賃金労働（wage labor）の実施状況、リテラシー（literacy）といった指標などが重視されており、寄宿学校は同化の手段として明らかに重視されていた（Wise, 2023 : 128）。

3.3 連関性・連動性

以上述べてきた政策的移住、同化、およびその他の施策の間の連動性も無視できない。

前出のアメリカ合衆国の政策的移住に関わるドーズ法施行により、なぜ土地流出が起こったのか。この法律では部族的な土地所有（tribal ownership of land）が個人的な割当地（individual allotment）へと分割され、細分化されることで、先住民個人に割り当てられた。「純血のインディアン（full blood）」には禁止されていた割当地の売買が、（より文明的とみなされた）「混血者（mixed bloods）」には認められていた。これが一因となって、1880年代から1934年までの間に、アメリカ先住民は2/3の土地を失った（Wolfe, 2001 : 888 ; Wise, 2023 : 118）。このような形で政策的移住と同化（生物学的同化）は連動する形で土地流出という事態を招いた。

ウルフは上記の割当地には二つの分割不可能な側面があった、と指摘する。（1）部族的統治（自治）の終焉、（2）所有化された個人（propertied individual）の誕生である。部族的メンバーシップを個人ベースの脆弱な資産所有形態に変換する手段として、血統比率（blood quantum）言説が重要な役割を果たすようになった（Wolfe, 2001 : 891）。すでに述べた土地私有制の導入も、上記のような土地流失という事態に関係していた。これについて、前出のイングラートはこれがそもそも同化を通して先住民の民族・国家（Indian nations）を解体し、土地への集団としての権利請求の瓦解を狙ったものであったと説明している（Englert, 2022 : 108-109）。土地私有制の導入は、土地所有＝男性、家父長という文法の導入を意味し、前近代的な土地共有を排除すると同時に、女性の非所有化をももたらした、との指摘もある（Englert, 2022 : 96-97）。女性、

奴隷化された人、および先住民、などは所有する権利から閉め出された。後述するような、市民権付与と先住民であることの間のトレードオフの関係については、例えばアメリカ合衆国の先住民に対する市民権付与（enfranchisement）は同化強制政策であった（Anaya, 2021 : 87）という言い方もなされる。

アメリカ合衆国の先住民居住地域に土地私有制を持ち込んだ割当地政策は先住民の同化と強く関連していたといわれる。例えば上掲ドーズ法を起草したドーズ（Henry Dawes）は、アメリカ先住民の共同体文化を解体し、アメリカ合衆国市民個人としての集合的意識（ethos of personal responsibility and ethos of individual economic agency）をもって置き換えようと望んだ（Wise, 2023 : 118）。ブラックフィート族の部族メンバーの多くも、保留地の私有地化を支持し、自分の割当地を所有し、そこで家を建て、土地を耕し、牧場を切り拓くことを期待した（Wise, 2023 : 118）。しかし未割当地の放出は、アメリカ合衆国インディアン事務局（the Office of Indian Affairs）とそれが実施する割当地政策に対する反発を招いた（Wise, 2023 : 118）。例えばこの時期を境にブラックフィート族の自治獲得に向けた社会運動が起ちあがり（Wise, 2023 : 118）、新たな立法によって割当地政策を終了させる動きの一つとなった（Wise, 2023 : 118, 122-123）。

3.4 アメリカ合衆国市民となることを選んだ先住民

以上述べてきたような入植者やそれに関わる国家の政策に対して、排除の論理に命を賭けて対抗、抵抗する先住民がいた一方で、これを受け入れた先住民もいた。アメリカ合衆国の保留地政策による土地割り当てを受け入れて、アメリカ合衆国市民として生活することを選んだ先住民の部族もいたのである。上述の同化や入植者植民地主義に対する分析には、このような複雑性への理解が欠かせない。

例えばラフォール（Greenwood LeFore）に率いられたチョクトー族は他の「五部族（Five Civilized Tribes）」と異なる運命を辿った。

チョクトー族は既出の割当地政策を意識的に受け入れ、アメリカ合衆国市民（US citizen）となり、homesteader（公有地への入植者）になっていった（Wolfe, 2006 : 397）。そして個人（individual）として土地所有者（proprietor）になった。部族共有地は集合的に所有されていたが、その共有地と私有地（private property）の論理を混在させることができないとされた。個人としての土地所有者となることを選んだこの部族の人々の共有地は消滅したのであ

る。その意味で彼らはその時点で「インディアン」ではなくなった、ともいえる。ウルフはこれについて、同化政策というファウスト的等価交換によって入植者社会に参入し、先住民としての魂を失ったと説明している。アメリカ合衆国市民としての身分と権利を手に入れることで、それとトレードオフの形で先住民であることを放棄した、ということである。異なる民族や人種間での同化、というのは原理的に考えれば完成し得ないが、例えばこれが一つの現実的な「完成」の形なのではないだろうか¹⁵。

4. 台湾と入植者植民地主義

このような入植者植民地主義と台湾の関係はどうか。これについてはすでに平野克弥等が、台湾の歴史と入植者植民地主義との関係について概観的に述べた論文が存在する（平野等、2018）。

この論文において平野等は、オランダ東インド会社による台湾統治時期については、オランダによる統治・事業が労働力としての漢族を必要としたこと、そしてそれが漢族による入植者植民地主義の基礎形成に寄与したと考えられることを指摘している（平野等、2018：2-3）。

清朝時代には漢族による永住的な農民入植者の共同体（permanent agrarian settler communities）が台湾に築かれていったとする（平野等、2018：4）。これに対して清朝は業主権の認定を通じた土地制度を設立し、人口が増加する入植者（settler immigrant）に対する行政管理と徴税体制（それに対応する財政基礎）を構築しようとした（平野等、2018：4-5）。

日本統治時代については、統治初期の植民地当局の言説を紹介することで漢族入植者（Chinese settler）による原住民に対するふるまい・言説を批判し、その問題を強調することで植民地政府が自己の統治を正当化しようとしたとする（平野等、2018：11-12）。

この論文は東アジアにおける入植者植民地主義の分析において、入植者対先住民という二者関係ではなく、三者関係（入植者（日本人など）、先住民、漢

15 入植国家のナショナリズム（settler nationalism）と先住民性の抹殺との間の二重性にも注意が必要である。統治領域内において入植者社会を成立させるために先住民の排除が必要である一方で、象徴のレベルでは、入植者社会は母国（入植元国家）との差異を表現するために先住民性を回復（修復、実質的には獲得）しようとする動きがみられる（Wolfe, 2006：389）。例えば国営航空会社、公共の建物、スポーツチーム、のロゴなどに先住民的な意匠を組み込む、といったことが行われる。

族)について考える必要性があることを指摘しており、この指摘は有益である、と思われる。戦後の国民党政権による統治においても異なる形の三角関係が形成されたとしているが、これも興味深い指摘であると思われる(平野等、2018: 16-17)。

これとは別に、日本人によるアメリカ合衆国、南米、満州、台湾などへの入植について議論を行った東栄一郎は自らの著書において、こうした地域における日本の入植行為について、入植者と先住者だけでなく、競合する先行移住者や移民集団との三角関係が関わっていることが日本型入植者植民地主義の特徴である、との指摘を行った¹⁶(東、2022: 8-9)。二者関係にとらわれず、より多種のアクター間の関係を認識することの重要性について指摘したという点は平野等の論文の論述と重なる。

しかし一方で上掲論文には問題も存在する、と考える。前近代における大陸からの移住者・移民と近代以降における、先住者の排他的な排除を行うような植民者をともに settler としているが、概念上はこの両者を分けるべきである、と筆者は考える。議論の射程が不明確になるため、両者を混在させることは原則として避けるべきである。概念・用語を拡大適用することにはメリットも存在すると思われるが、同時に台湾の状況に対する理解を混迷化させる弊害がある。前出の東栄一郎が明治時代以降に限って日本人の入植活動についての議論を展開しているのは、この点を意識しているからではないか、と思われる。

また、すでに指摘した二者関係を超克する方向性を打ち出した議論の意味についても留保が必要である。従来の入植者植民地主義に関わる議論においても単純な二者関係に議論が収まっていたわけではない。例えば、むしろ入植者と先住者の間に挟まる存在の社会的意義、もしくは植民地体制を維持させる勢力への目配りがあった。

例えばアルジェリアでは、ユダヤ人が入植者と先住民の間の障壁として、あるいは入植者植民地体制を安定化させる存在として選ばれた(Englert, 2022: 163)。そのような形で社会階層を人為的に構築することで、入植者による支配を安定化、正常化させることが実践された。入植者のうちの貧者も、マイノリティとしての入植者と先住者の間に置かれた盾として反乱を防ぐ勢力として期待された(Englert, 2022: 165-166)。入植労働者と先住民はともに入植資本家から利用される存在であったが、入植労働者は労働力を搾取され、先住民は土地や資源を奪取・採取された。しかし両者の連帯は当事者間で想定されておらず、階級問題は入植者社会の中における階級関係として矮小化され、先住民

は入植者経済から切り離された。また先住民を雇用することは入植労働者からは裏切りととらえられた (Englert, 2022 : 169-174)。

16 アングロ・サクソン系の白人だけでなく、日本人も北アメリカへの入植を行ったが、白人の入植活動の前に敗退し、人種主義に打ちのめされて、新天地を探すことになる。白人入植者が建国した入植者国家において、日本人は「帰化不能外国人」とされ、日本人はむしろ白人に迫害されたマイノリティとなった (東, 2022 : 264, 286)。日本人の入植先として、白人がおらず、自国の防衛や愛国主義の涵養を志さない「劣等人種」の上に日本人が人種的優位を築くことができる土地が求められた (東, 2022 : 80-81)。のちに朝鮮や中国などがそのような白人の脅威が比較的小さい土地として選ばれることになる (東, 2022 : 94)。たとえばここでは、日本人の入植活動において、他の移住者との関係が重要な役割を果たすことになる。

北米ではこのように先行移住者との競争で敗れ、入植活動は頓挫したが、その後北米以外の場所、特にアジアにおいて新たな文明観と結びついた日本型の入植者植民地主義が展開されることになる。

当時の日本では、海外移住は重要な社会問題であった。日本の人口問題 (余剰人口、マルサス的不安) を解決するための方策として出移民が必要とされていたのである。外地 (北海道、朝鮮、台湾) への内国移民、植民では不十分、ということで、政府による海外移住政策への期待がふくらんでいた。入植者植民地主義と結びついた政策、1920年代内務省社会局による海外移住への助成 (東, 2022 : 171-172) などが行われた。

日本人はかつて西洋近代、近代的文明を学ぶ立場であったが、1930年代になると在外日本人子弟などが日本などに留学してくることに、特に満州事変後、軍事的・政治的覇権だけでなく、日本が文明の中心の1つになり、日本文明が構築されたとの自意識が日本人に芽生えた (東, 2022 : 304-305)。世界に高度文明を広める教師としての役割を確立したとの自負を持つようになった (同上)。おそらくこれが日本人の優越性、他民族の同化の限界への議論へとつながるのであろう。

東の研究において、移住者をめぐる、日本人の中での階級的先入観が存在したことを指摘していることも重要である。「上等人種」たる士族の若者が移住の機会を与えられるべきとの観念が存在し、農民は近代国家の忠実なる臣民となることは難しく、後者よりも前者が海外入植者として優先されるべき、との観念が存在した (東, 2022 : 46-47)。これに関わって出稼ぎ労働者などの移住者を一人前の入植者として育て上げる事業が必要とされ、経済的支援や学校の建設などが唱えられた (東, 2022 : 64) 一方で、在米日本人1世が下層階級の出稼ぎ労働者として一律に見下されるような「反移民的偏見」が長い間残った (東, 2022 : 286)。

また東の研究が全体として指摘している点、移民 (国家主権外への外国への移民) と植民 (帝国圏内での移動、植民) を分けることの必要性と、一方で当事者達が両者を分けていないことの意味を考えるという意味双方を考える必要性、をともに重視することも重要と思われる。

5. 対話の3つの方向性

前節までで入植者植民地主義の概念と議論について確認してきたが、それをそのまま台湾や台湾原住民社会の理解に持ち込むことには慎重でなくてはならない、というのが今のところの筆者の見通しである。入植者が「排除の論理」によって先住者の土地を奪い、権利を否定していく（先住民を非所有化していく）という入植者植民地主義における典型的なプロセスは、台湾原住民居住地域にはそのままあてはめることはできないからである。清朝時代以降に台湾原住民居住地域に移入した漢族、日本人、外省人いずれもそのような意味での入植者であったとは言えない。これは日本植民地統治下の台湾社会、戦後国民党政権統治下の台湾社会にしても同様と思われる。

ここで重要なのは本稿で整理した入植者植民地主義の議論を（別の形で）活かす可能性について検討することである。すでにとりあげた入植者植民地主義をめぐる議論や事例の中で、台湾原住民にもある程度あてはまる部分、比較可能な部分¹⁷もあると思われる。だが、そうした部分についての比較・検証作業をどのように進めるべきか、については、上で行ってきたような入植者植民地主義の議論自体の内容についての把握・評価を行ってきた本稿とは別に、稿を改めて必要に応じて検討するのが適切であると考えられる。

ただし次のことは重要なのでここで強調しておきたい。既述の入植者植民地主義に関わる概念や議論は、国家・先住民関係についての議論を行う際の一つのパースペクティブ、議論の形を提供するものとして尊重すべきである、ということである¹⁸。台湾を対象として、国家・先住民関係について論じてきた筆者にとっても無視できない議論である。

では、上記のようにそのままの形では台湾原住民研究に生かすことは難しい

17 例えば、植民地当局が日本人による「蕃地」への入植や先住民排除を行う意思が全くなかったかと言えば、そうは言えないかもしれない。かつて拙著でも述べたように、「蕃地」から原住民を追い出して、その資源を国家が直接利用しようというような意図を持ち、それに関わる施策を当局が行ったことはある（松岡、2012：101-102）。原住民集落に対して行われた政策的移住もそれに関わる施策である。ただし、それにしても例えば「蕃地」に対する入植を実施し、一方で先住民に対して排除の論理が働く、という形とはかなり異なる。入植者植民地主義では入植者対先住民という構図が重要となるが、ここでは分析上前面に出るのは国家対先住民の関係である、という点にも注意が必要である。

18 裏を返せば、国家・先住民関係や、入植者・先住民関係以外についての分析についてこうした議論を安易に持ち込むことには慎重でなくてはならない、と思われる。

としたら、以上の関連研究のレビュー内容をふまえて、入植者植民地主義をめぐる議論を台湾原住民研究に生かすには、どのような方向性がありうるか。以下本稿ではその点について検討する。筆者としては、以下で示す、互いに関連する3つの方向性について検討することが重要である、と考える。

5.1 国家・先住民関係と「無主地の視線」

一つは「無主地の視線」に対する理解を深めるために、上記の入植者植民地主義に関する議論を活用する、という方向性である。

南米の国、チリでは、外資系電力会社、多国籍企業エンデサ (Endesa) が複数のダム建設計画に関わってきたが、チリ現地では、こうしたダムの建設計画に対して街頭デモなどを通じた反対運動が巻き起こった。このダム建設をめぐる問題は、多くの場合、環境問題の一環としても議論されているが、ここで問題となるのは、先住民の土地がダム建設対象地域に入ることによって先住民の権利が脅かされることである。南米先住民の社会運動について研究しているゴメスバリス (Macarena Gomez-Barris) によれば、ここで国家は先住民による土地に関する権利を体系的に無視する、ということを行った (Gomez-Barris, 2017: 94)。例えばこのように先住民を存在しないかのように扱う国家や統治者の視線をゴメスバリスは「無主地の視線」と呼んでいる (Gomez-Barris, 2017: 6)。

同じチリで反テロリスト法 (1984) が成立した際に、土地の権利を守ろうとした先住民マプチェ族の人々がテロリストとして逮捕・収監される、ということが (特に2000年以降に) 起こった。マプチェ族はこれに対してハンガーストライキで対抗した (Anaya, 2019c: 178)。例えばここにも「無主地の視線」を読み取ることは可能であろう¹⁹。エンデサの計画したダム計画のうち、2000年代に提案されて2010年代に推し進められようとして問題となったダム計画は廃止となったが、それ以前にもエンデサが関わり、先住民の権利に脅威を与えたと考えられるダムが存在するようである。

先住民による土地再奪取の運動や自然資源の採取に対抗する動きは、国家 (とくに進歩主義的政権) や多国籍企業などとの対立を招いているという構図

19 過去に武力抵抗をしたことがその民族に対するネガティブ・イメージにつながるらしい (Gomez-Barris, 2017: 70-71, 74-75)。例えば「無主地の視線」はそのように招来されると考えることができる。

は、上述のチリだけでなく、多くの国で見られる (Englert, 2022: 212)。自然資源の採取を行う産業は人権侵害・環境破壊といった弊害を先住民居住地域にもたらし、また企業と国が先住民との十分な関係構築や十分な話し合いが行われないままに事業を進めるといったことから先住民の反感を買い²⁰、反対行動を引き起こしている (Anaya, 2019b: 41)。鉱業、林業、石油・天然ガス採取、水力発電などの採取産業の稼働は先住民居住地域に様々な影響を与えており²¹、こうした先住民による活動は、単なる政治活動 (政治的立場の表明) というよりも、実際に生活が脅かされていることを背景としてみるとみるべきであろう (Anaya, 2019c: 179)。少なくとも、先住民によるこうした対抗行動は根拠のないこととは言えない。

こうした「無主地の視線」と「入植者植民地主義」の関係について考える際に、極端な例として参考になるのが次に述べるアマゾン入植事業である。国家が新たに獲得した征服地 (植民地) への入植活動を支援し、その植民地への入植やそれに関わる土地奪取などを正当化し、その土地の先住民の土地に関する権利などを否定され、排除の原則が実行されていった歴史を見た。このような古典的な入植者植民地主義のパターンと異なり、現代の状況下ではすでに成立した国家が先住民に対して「無主地の視線」の下で権利を無視する、といったことが起こっている。現代ブラジルのアマゾン入植活動はブラジルという近代国家の領域内で展開される入植活動であり、これまで述べてきた事例とは明らかに異なっている。しかし先住民居住地域や先住民の関わる土地へ入植し、場合によっては先住民の土地を奪っていく、という意味では同様の問題を現出させている (詳しくは後に示す後藤らによる論文参照)。

現代アマゾンの事例を持ち出すもう一つの意味は、これと既出のアメリカ合衆国の先住民の事例を比較することで、ある非対称な関係が浮かびあがるからである。詳しくは後述するが、先住民の土地の占有からの土地所有権認定は否定された一方で、アマゾン地域に入植する入植者には占有をもとに所有権を請

20 研究者の採取産業の活動に対する質問調査に対する先住民からのネガティブな回答を参照 (Anaya, 2019c: 193-194)。企業による採取活動は先住民族コミュニティと直接かわり、協議を経たものではなく、国と企業の利益にもとづいた決定を先住民に押しつけた結果、悪影響を及ぼしている。

21 水資源の採取が水の涸渇や汚染を通じて地域の水環境に悪影響を与えた。フィリピン・ベンゲット州の例 (Anaya, 2019c: 182)、ラテンアメリカとカリブ海地域の環境に悪影響を与えた例 (Anaya, 2019c: 182-183)、などがある。

求していくことが認められており、そうしたプロセスを経て所有権を認められている、という、対照的ともいえるような現象の存在である。

5.2 定住農耕民対移動民

二つ目の方向性はsettlerを（特定の国家から移出する）入植者ではなく、定住農耕民としてとらえ直す、というものである。入植者と先住民との関係（対立）という中でのsettlerではなく、遊牧民・ノマド・狩猟採集者などに対置されるところの定住農耕民としてのsettlerである。以下で述べるように入植者と定住農耕民は実際重なるが、こうした用語法が可能とする分析の力点が異なっている。入植者対先住民（人の移動や支配）、よりも定住農耕民対焼畑農耕民（狩猟採集民・遊牧民）の対立が、台湾原住民居住地域の社会の変化について考える場合は重要ではないか。

移動民対定住民の対立に注目するという観点自体は目新しいものではない。しかし、そのような対立の生み出す問題が、現代の移動民やその子孫の生活・人生に少なからず影響を及ぼしていることについて、先住民以外がより意識的になる必要がある、と考える。元移動民の先住民が居住地域の都市化を経験した後、あるいは都市に移住した後においても影響を受けている。言い換えれば、先住民が現代生活において直面する現実として存在し続けている、からである。

それがどのような形で影響をするのか、について理解するためにまず目を向けるべきは、非先住民の先住民に対する認識である、と思われる。非先住民の認識・価値観が、いかに先住民の生活に影響を与えているのか、について考察を深める必要がある、ということである。現代の社会生活を過ごす非先住民の文明認識が、先住民を含む社会全体の日常生活や社会生活における基本認識の中に、多くの場合、これらは無意識に入り込むことにより、人間に対する認識、価値判断の基準の背景となっているのではないか。筆者はここで文明批評をしたいのではない。先住民の実際の生活に影響を与える文明認識の在り方の特徴を明らかにしたいのである。またここで問題としているのはいわゆる差別の問題ではない。差別が関わっていることは確かであるものの、フォーカスを当てたいのは定住農耕民としての入植者と移動民としての先住民の間の基本的認識のずれである。

我々の認識の中にあって具体的に問題となるのは何なのかと言えば、例えば、既出の土地私有制²²（private property）という概念（あるいは私有財産の概念）が挙げられる。特定の既存の国家（近代国家）からの入植者が入植先に持

ち込む土地私有制というものが定住農耕民の行動原理・基準・生活パターン・生育パターンにもとづいた概念である、という点についてよく考える必要がある。既出のアメリカ合衆国建国前後の状況下で、移動生活者としての先住民は野生動物と同じように扱われ、土地所有権を否定された。ここで問題となるのは、(土地私有制がなかったという意味で土地所有制のない)先住民社会ではない。その先住民社会に定住農耕民の論理を持ち込んだ入植者＝定住農耕民(settler)である。こうした外来者の持ち込んだ論理ゲームは、例えば土地問題という形で、いまだに先住民の社会生活を規定していることを忘れてはならない(例えば松岡、2024：補論2参照)。

一般の入植者の言説においてそうというだけでなく、こうした認識が社会や法のあり方に大きな影響を与えた西欧の知識人や学術的言説にも強く見られた、という点も重要である。例えば既出の国際法学者ヴァッテルは土地を耕すという労働が人間としての義務であるとしている(島田、2014：90-94)。ヴァッテルは所有権の基礎を労働・耕作に置いており、また、土地の耕作は自然法上の義務であるとして、労働によって土地の改良²³を行わないでその義務を果たさないインディアンに批判的であり、その土地所有権の認定については冷淡であった²⁴(島田、2014：90-94；平野、2022：10)。これに関する島田の解説からは、ヴァッテルは既出の無主地「発見の原則」による先住民居住地域の植民地化を肯定し、先住民の土地所有を事実上否定していたと推測される。「発見の

22 権利、警察、法廷、地籍、徴税制度などを含む法的装置としての(排他的)私有制(exclusive private ownership)という発想こそが西欧近代の特徴をよく表すものであるとの意見もある(Campbell、2015：10-11)。また土地所有権の主張にかかわる裁定者としての近代国家が示されていることから、土地私有制と近代国家との強い結びつきが観察できる(Campbell、2015：95)。

23 逆に土地の開墾や作物の植え付けなどの土地の改良(improvement)実績は、入植者先住民からの土地の取奪と入植者自らの土地所有権の主張を正当化する根拠として利用された(Wise、2023：40-41)。一方で次のようなことも考える必要がある。入植者、植民者にとって農業的改良の象徴としてplow(すき)がある。しかし、21世紀の知見は、現代の栽培科学研究は農業的成功にとって土地をすくことが、さらにいえば土地を耕すことが、必要であるか、もっと言えば益があるという仮定自体に疑問を投げかけている(Wise、2023：58)。この点では、象徴と実用を分けて考える必要がある、ということである、ともいえるかもしれない。

24 このことは筆者が近著で論じた人格認定や法的身分の付与といったことに関わると思われる(松岡、2024：第4・5章参照)。

原則」自体は国際法のルールではなくなったものの、世界の先住民に影響を与えているという指摘もある (Anaya, 2019c : 24)。

社会契約説などで知られるロック (John Rock) はこの入植者植民地主義の支持者 (入植者植民地主義に理論的根拠を与えた系譜) の一人としてみなされているようである。ロックは「戦争」を正しいものとそうでないものに分け、入植者による征服戦争などを正しい戦争 (just war)、先住民による反乱などを正しくない戦争 (unjust war) として、後者を違法行為として罰するという言説に根拠を与えた、とされる (Englert, 2022 : 83-84)。またロックの議論はアメリカ先住民からの土地所有権の奪取にも影響を与えた。土地の所有・共有関係の重層性などの先住民の土地との関係の在り方は、近代的土地所有概念 (private property) にそぐわないということで、所有権を否定され、ロック的な正しい戦争の対象、つまり征服の対象とみなされたからである (Englert, 2022 : 85-86)。

後述の1831年のアメリカ合衆国最高裁判決は先住民を国家の後見を受ける被保護者 (wards) としたが、これは言い換えれば、国家に依頼する (よりかかる) 者として権利をみとめなかったことを表している。支配と征服の対象とすることを正当化したのである。

イギリスの枢密院は、前述した「無主地先占の原則」の存在を1889年まで認めようとはしなかったものの、この原則は、それ以前からオーストラリアでは法的な前提、および大衆文化の前提として組み込まれてきた (Wolfe, 2001 : 868-869)。

繰り返しになるが、キーとなるのは土地所有 (私有) の概念である。ロック的な観念においては、土地は自然状態で放置するよりも労働を通してより効果的・効率的な富の供給源としてとらえられるべきである、とされる。その労働形態の典型は定住農耕 (settled agriculture) に関わる実践 (耕作、灌漑、囲い込み) である²⁵。ノマド的な人民の土地所有は否定される (占有は所有ではない)。オーストラリアではヨーロッパからの入植者が先住民アボリジニをノマド的な人民として、動物のように生存のために風景の中をうろつく存在とみなした (Wolfe, 2001 : 869)。

ここで定着農耕と対照的とみなされていた、と思われる狩猟に対する入植者

25 対照的なのは狩猟である。貴族的な狩猟、余暇的活動としての狩猟のイメージがキーとなる。狩猟について詳しくは後述する。

のイメージについてふれておきたい。入植者の入植元である英国において狩猟は貴族の領地へと封じ込められ、農民の生活実践から遠ざけられていたことで、入植者の多くは入植地到着前に狩猟の経験がなく、例えばそれが、先住民の男性は森の中で動物を追って遊んでいる (playing)、というような北アメリカの入植者による狩猟に関する誤った認識につながった、とされる (Wise, 2023: 39)。上記のウルフの説明の中でも定着農耕に関わる労働の成果として富源となる土地と対照的な自然状態に対応するものとして貴族の狩猟地 (aristocratic hunting reserve) を挙げていることから見て、近代西欧社会における狩猟に対するイメージには注意が必要であると思われる (Wolfe, 2001: 869)。というのも、ここから、狩猟は労働とはみなされず、(貴族の) 余暇というイメージであったことが示唆されるからである。もっと言うのであれば、先住民の狩猟実践とは直接のかかわりのない西欧からの入植者が持つ狩猟に対するイメージが、先住民の土地所有を否定する論理として援用された、という可能性を示唆している。ここには西欧でのいわゆる階級間の緊張関係、というのも関わっていきそうである。つまりこれは後述するような文明／野蛮の二項対立の下で後者を否定するような言説というだけでなく、そこに西欧における旧体制への批判、あるいはそれに対する超克の自尊心がそこに重なる、という構図がみられるのかもしれない。そうであるとしたら、先住民とは直接関連のない幻影のようなものが、先住民を襲った、という奇妙な現象があったことになるだろう。オーストラリアや北アメリカにおいて先住民による狩猟が、労働ではないものとして、土地の有効利用の義務を果たさないものとして否定されたのも狩猟に対するこのようなイメージと関係していたと思われる。

農業／狩猟は単に生業形態の違いではなく、所有権 (占有や所有か) の問題につながる。また狩猟が非生産的な土地利用とみなされるのには上述のような当時のヨーロッパにおける狩猟のイメージが関係していることをここで強く指摘しておきたい (後述の食文化研究の知見も参照されたい)。

このように定住農耕民が入植した地域では先住民の土地所有権が否定、または侵害されてきた。このことと、すでに述べた先住民の権利を否定するゴメス・パリスの言う「無主地の視線」が深く関係していることは明らかであろう。

ここで注目されるのが、前出のウルフが言及した1831年の最高裁判決 *Cherokee Nation v. Georgia*, 30 U.S. 1 (1831) が認めた論理である (Wolfe, 2007: 138-139)。先住民の土地所有権を否定した次のような論理はこの判決がはじめてではないが、アメリカ合衆国の最高裁判決として先住民のその後の状況に大きな

影響を与えたと考えられる (Wolfe, 2007 : 138-139)²⁶。

この判決において先住民は占有 (occupancy) の権利を持つものの、完全な所有権 (権原) (title) を持つとは言えない、とされた。したがって例えば占有の権利²⁷ (という意味での土地の権利) は護られる (その限りで土地所有を認められている) もの、正式な土地所有権としてそれを他人に譲渡 (transfer) する権利 (所有権の移転) はない、とされた (Wolfe, 2007 : 139)。

上記判決で先住民に対して用いられる domestic dependent nations (国内従属国家²⁸) という考え方は両義的である (Wolfe, 2007 : 139-140)。それは一方で先住民の主権を認めているように見えるが、国内 (domestic) という表現から国家と条約を結ぶ主権者からは排除されていることがうかがえる。

視覚文化論で知られるミルゾーフ (Nicholas Mirzoeff) も1823年のアメリカ合衆国最高裁判決 Johnson v. McIntosh²⁹ にふれながら先住民を独立の共同体とすることを否定し、独立した国家としてのアメリカ先住民の主権を否定したことを指摘している (Mirzoeff, 2023 : 57)。

その意味で先住民の権利と白人 (ヨーロッパ人) の権利は区別されていた。法的に差別 / 区別されていた、と言ってもよいだろう。先住民は国家の後見を受けた被保護者 (wards) として、いわば子供であり、十全な権利を認められていなかった (Wolfe, 2007 : 139)

子ども (被後見人) なのか、動物なのか、原始的なのか、表現の違いは別として、既出の「無主地の視線」を通して先住民の権利や、共同体の存在を否定していることは同様である。

26 このような論理はこれ以前にも見られた (1795, Treaty of Greenville) とされる (Wolfe, 2007 : 138-139)。これに関与したのも後出のマーシャル (John Marshall) である。

27 「無主地先占の原則」のもとで、先にその土地を発見したヨーロッパの特定の国は、他の主権国との間で優先 (交渉) 権 (preemptive right) を持ち、先住民との土地の取引における優先的権利独占の権利を得ることになる (Wolfe, 2007 : 132-133)。発見された土地について先住民による占有は尊重されるが、君主による領有権は例外となる。君主による領有権に対してはそれ以外の者に優先権を与えられることはなく、何者もこれに対する先手を打つことはできないことになっている (Wolfe, 2007 : 133)。

28 日本ではこのような訳が定着しているようである (水野, 2007 : 6)。ただしこの後ろの「国家」は一般的な意味における国家ではなく、この nations の位置づけも時期によって異なったようである (水野, 2007 : 239-240)。

29 このいずれの判決も19世紀前半のアメリカ合衆国最高裁判所裁判官 (長官)、マーシャル (John Marshall) による三大判決、と呼ばれるものである (岩崎, 2016 : 8)。

このような論理は1871年の法律（インディアン支出法Indian Appropriation Act）によって徹底化された。そこにおいては先住民は国際法から引き離され、保護対象から除外されたのである（Wolfe, 2007:142）。先住民と国家との間の関係はそれまで国際的で対等な関係として扱われていたが、先住民関連の問題が国内化され、矮小化されることで、非対称な関係のもとで国内の法律に関わるテクニカルな問題へと変貌させられる。アメリカ先住民を白人社会へと同化し、部族の領域を個人の割当地に変え、そして1871年の法律のもとで先住民保留地の2/3が白人の手に渡ることになる（Wolfe, 2007:142）。アメリカ合衆国政府として特別立法をせず、「平等」状態を放置することで先住民の権利の実質的低下、正当性の低下、政治的インパクトを低減させるということを行った（先住民の権利自体は否定できないため、そのような迂回的な方法・戦略をとった）。

上記法律により、アメリカ合衆国政府はそれまでアメリカ先住民と契約した条約を破棄し、独立国家として条約を締結するアメリカ先住民の国は存在しないと宣言、（アメリカ合衆国憲法の記述とはずれているが）その後アメリカ先住民を課税対象ともしていく（Wolfe, 2007:142）。

以上述べてきたようなロジックによって先住民の土地所有が否定されたが、これが定住農耕民の文明認識にもとづいていることは明らかであろう。また国家による土地所有や植民地化が正当化される一方でアメリカ先住民の土地所有が否定されるという非対称な関係がみられることに注意したい。ここで改めてブラジルにおけるアマゾン（というフロンティア）への入植政策が注目される。ブラジルのアマゾン地域への入植は、まるでアメリカ先住民とは対照的な事例に見える。ブラジルのアマゾン地域にはその土地の先住民が存在している。そこに入植する入植者は先住民居住地域へと侵入していったと考えられるが、そこでは占有から土地所有への移行が認められている。これに対して上述のアメリカ合衆国の先住民の占有と土地所有との間には明確な境界線が引かれていた。

アマゾン地域に入植した土地投機家、農場主、生産者、零細な占有者（posseiro）は所有地作製を行ってきた³⁰。所有地作製とは、こうした入植者が占有地（posse³¹）を私的所有地（私有財として商業的観点から運用・譲渡可能な土地）へと作製（変換）する³²技法である（後藤、2020:190；後藤、2021:3）。そして政府が占有地の土地所有権を求める占有者を正規の権利主体として認定する行為を正則化（regularization）と言う（後藤、2021:2-3）。

ブラジルでは植民地期から現代にいたるまで、農地・森林・市街地の正則化

は中央の統治機構の管理が十分行き届かない辺境地域の領域化 (territorialization) を促進するための手段であった (後藤, 2021: 3)。また公有地の占有が正則化され、私有財とする行為が認められてきた (後藤, 2021: 3)。そうした領域を国家化させる伝統的手法であったともいえるだろう。法を中立的で正当な社会の調整装置とみなす英米の慣行とは異なり、ブラジルの土地法制度が、司法過程の膠着状態を作為的に生み出すことで占有者による土地の領有を着実に実現させる機能を備えている、という違いも併せて考える必要があるだろう (後藤, 2021: 7)。

労働者党政権期 (2003-2016) のブラジル政府によるアマゾニア領域統治では、

30 占有によって獲得した土地を投機的・商業的に利用する行為をグリラージェン (grilagem) といい、それを実践する者をグリレイロ (grileiro) といい、詐欺師の一種とみなされてきた (後藤, 2021: 7)。ブラジルでは軍政期 (1964-1985) には国家統合計画 (PIN) などの公的植民 (official colonization) を通して農地改革が実施された (後藤, 2021: 8)。またその後の民政期に行われた農地改革 (国家統治改革計画 (PNRA)) では国家植民農地改革院 (INCRA, 1971設立) がファゼンダ (大規模地方不動産) を国有地として取用し、入植地の建設用地としていき、入植者の使用する土地として小規模な土地区画として分割していった (後藤, 2021: 8-10)。このような占有地の取得 (グリラージェン) はしばしば非正規または非合法的な形の公有地の取得という形で行われる (Campbell, 2015: 59)。また正規の所有権を保持しているように見せかけるグリレイロの行為は詐術の一種とみなされている (Campbell, 2015: 63)。具体的にどのようにそれを行うか、とえば、各種書類の作製を通して行われる。まずは古く、年代を経たように見せかけた土地証書を作製することで、本物らしい偽造の証書を作製し、また土地取引に関する領収証を作製し、といった形で全体として合法的な手続きがとられたかのように見せかける (conjure up) ことによって手品のように公有地を私有地に、非合法を合法に変えるのである (Campbell, 2015: 63)。こうしたアマゾン舞台に行われる合法的に見せかけた非合法的な取引と、大都市との関係も無視できない。こうした詐術を行うのは入植者や一種のエリートであるが、登記が行われるのは、十分な資金力を持った投資家がいるサンパウロやリオデジャネイロといった大都市であった。インフレが起こっていた1980年代から90年代のブラジルにおいて、都市の投資家は金融商品よりも不動産に投資するのを選好し、グリレイロも望まれた商品 (commodity) を供給するためによるこんで合法的な枠組みを用意した (Campbell, 2015: 65-66)。

農地改革の入植地にはアグロヴィラ (公的に設置される「社会地区」の人口が増加し、市街地の様相を帯びたもの) が形成される (後藤, 2021: 14)。こうしたアグロヴィラに人口が集中すると、住民組合がその空間を中心市街地、都市の領域の一部として認定するように、自治体政府に対して要求運動を展開して、自治体政府は議会を通じて自治体法の制定を通してその空間を都市域の一部として行政的に正則化する措置をとる (後藤, 2021: 16-17)。

開発と環境保全をともに重視する施策を展開し、その中で既出の正則化を行っていった（後藤、2021：2）。

このようにブラジルのアマゾン入植者に対しては占有から土地所有が認められたのに対して、既述のように、かつてのアメリカ合衆国において先住民の占有が土地所有権の根拠とみなされず、先住民の土地所有権が否定されたのはどのような論理によるものであったのか、と改めて考えてみれば、一つあるとすれば、本項で述べてきた定住農耕民の論理ではないだろうか。土地を耕し定住者として認定された者には土地が与えられる。アマゾンへの入植者は土地を開

31 このような占有からの土地所有権取得の流れは、ローマ法にさかのぼるといわれる占有を経た所有権取得の法的な原理（usucaption）を一つの起源とする（Campbell, 2015：34）。ブラジルの法制度下では、正式な所有権原（full title）に満たない所有である占有（posse）は特定の土地への継続的な居住と、その土地に対する何らかの改良（improvement）が必要とされた（Campbell, 2015：34）。1964年の土地法では具体的に5年間の平和的居住と何らかの土地の改良が必要とされた（Campbell, 2015：34）。すでに一度ふれた、この土地の改良という概念（doctrine of improvement）、もしくは語法は、入植者が先住民の土地を奪っていく方法としても用いられた（Campbell, 2015：109）。入植者にとって、先住民の土地利用は非効率的で資源の浪費であり、先住民自体も後進的で絶望的、つまり未来のない土地と人である（Campbell, 2015：110）。したがって入植者はある種の文明化の使命を帯びて、前進（progress）をもたらす自らの入植活動および土地の占拠を正当化することになる。既出のアメリカ合衆国の先住民とは地域も時代も異なるものの、ある種の入植者植民地主義が現出しているといえる。そして先住民の歴史は固定的で進歩がなく、土地を改良しないと主張することで、先住民による土地占有・所有の正当性を削ぎ、入植者による土地占有・所有を有利に進めようとする（Campbell, 2015：110）。ここで我々は例えば土地の奪取といった実利・実用といった目的のために歴史を書き直す実践を目撃することになる（Campbell, 2015：111）。所有地作製とは、このような意味での歴史の語り直し、創出を含むものようである。

32 元公有地での所有地作製の土地登記（homesteading）までの流れは次のように主に三段階に分かれている（Campbell, 2015：35）。（1）占有地を区切り、区画を明確にすることで境界線を画定する（アマゾンでは具体的にはピカダ（picadas）という小道を引いて仕切る）。区画の標準的には100ha。（2）区画内の森林を伐採するなどして非森林化し、農地を開くことで土地改良の意思を示す。非森林化の比率は当初は80%であったが、1994年には50%、2020年にはさらに20%まで引き下げられた。（3）こうした占有地（posse）を政府の登記署にて登記手続き（register）を行うことである。登記の申し出が承認されるまでは一定の期間が必要となり、多くの場合政府から購入することで正式な土地所有権限が委譲される形で所有地作製が完成する。

非森林化とは自然環境保護の立場から見れば森林破壊であり、入植を通じた森林破壊と非先住民化が同時に進行することになる。

拓し、定住して農耕を行うために義務を果たしているときみなされ、土地への排他的所有権が認められる道が開かれる。これに対して先住民は移動民であり、労働としての農耕ではなく、余暇のような狩猟を行い、移動する者として所有権を否定される。もしこのような違い³³が認められていたのであれば、（それに共感もしくは同意するかどうかは別として）占有に過ぎないものとして土地所有権を否定されたアメリカ先住民と、出発点は占有であるがやがて土地所有が認められていくブラジルの入植者との間の違いについての理解が可能となるのかもしれない。

5.3 食文化研究

入植者植民地主義研究と台湾原住民研究の対話において重視すべき三つ目の方向性は食文化研究である。この三つの方向性は互いに強く関連しているが、この食文化研究についても、既述の「無主地の視線」(5.1)、および定住農耕民対移動民という視角(5.2)、との間に強いかわりがある。筆者は、これに関する入植者植民地主義研究からの示唆は大きいと考える。入植者植民地主義は、食に対するイメージにも影響を与えている。このような論点を提出したのがアメリカ先住民の食文化について研究している歴史学者、ワイズ(Michael D. Wise)である。

ワイズはアメリカ先住民の食に対するイメージをめぐる政治を描出した著書*Native Foods*において、先住民についての食文化に関する4つの見方を批判的に検討している(Wise, 2023)。その4つとは(1)先住民は農業を行わない(農民ではない)、(2)狩猟者である、(3)彼らの生活スタイルは非効率で浪費的で、食料不足で空腹である、(4)彼らは味覚に鈍感であり、美食はない、などである(Wise, 2023: 11-20)。ワイズはこれらを入植者植民地主義とからめて論じており、これらの認識、または偏見を入植者植民地主義的神話と呼んでいる(Wise, 2023: 20-21)。

問題は、こうした「神話」が、先住民の非所有化を正当化する言説として社

33 これとは別に、次のような違いも指摘できる。アマゾン入植者と国家との関係では、国家所有の公有地に外からの入植者が後から入植する、という意味で国家が先で、入植者が後であるのに対して、アメリカ先住民とアメリカ合衆国の関係では、先住民居住地域に入植者国家が成立する、という意味で、先住民が先で国家が後である。アマゾンについていえば、さらにいえば、先住民、国家、入植者の順で所有権の移転が行われている。

会的に機能してきたことである。例えば先住民が農耕民ではなく狩猟者であり、自然的で非効率的な土地利用をしているという言説は、先住民に対する政策的移住や非所有化を正当化する文化的要素（agent）として用いられた（Wise、2023：75-77）。そのなかで例えばアメリカ先住民は「野蛮な狩猟者 savage hunter」「野蛮人 savages」であるというような表現も用いられた（Wise、2023：76）。例えばアメリカ先住民チェロキー族は狩猟者であるというフィクションが非所有化のための強力な文化的シンボルとして用いられた（Wise、2023：76）。先住民の食文化に関する入植者の表象も、先住民の土地の非所有化を正当化する強力な文化的ツールとして機能した（Wise、2023：76）。その中心にあるのが上記のアメリカ先住民（の男性）は野蛮な狩猟者である、という仮定であり、のちに19世紀になって先住民の男性がアングロアメリカン的概念にのっとった農耕を実践した後も、入植者の語り部達は、夕食における先住民家族の野蛮性を強調していた（Wise、2023：78-79）。先住民の野蛮性・後進性にとられるあまり、自分たちとは異なる農耕実践が「見えなかった」と表現することもできるだろう。19世紀のアメリカ合衆国の文化においてアメリカ先住民は野蛮性を象徴するノマド的な狩猟者であるという語りは、先住民の非所有化を正当化する際によく用いられた（Wise、2023：96）。例えばチェロキー族は狩猟者であり、農耕民ではなく、味覚に乏しい食文化で、したがって飢餓が相当である、といった神話が喧伝された（Wise、2023：96）。19世紀の白人社会では、チェロキー族は文明化されていない、とみなされた（Wise、2023：96）。これに対してアメリカ合衆国は先住民を同化し、文明生活を送るように仕向ける政策を実施した。例えば19世紀後半のアメリカ合衆国インディアン事務局（長官 George W. Manypenny）の政策において先住民ブラックフィート族に対して（文化的）同化が試みられたが、彼らをノマド的な生活から永久的な定住地で文明生活を送ることを促すという理念が示され、その中ではアメリカン・スタンダード（American Standard）な農業を行うように仕向けようとした（Wise、2023：112-113）。

上記三つ目の神話、空腹（栄養不足）に関する神話は、同化を正当化する論理としても用いられた。ワイズは、少なくとも17世紀末までは、このような論理が先住民を植民地臣民として植民地社会に同化しようとするアメリカ合衆国における努力を正当化するために用いられたとする（Wise、2023：16）。

ワイズは上記4つの先住民の食に関する神話の影響について次のようにまとめている。入植者植民地主義的フィクションである、先住民の土地利用は浪費

的で非生産的であるという見方は、先住民の土地と労働の非所有化を正当化し、先住民による農耕の現実を覆い隠すものであった (Wise, 2023: 148)。同様に、入植者植民地主義的神話である、先住民の食の伝統は狩猟採集に強く規定されている、という言説は賃金労働の成果と私有財産の所有を生産的であるとする資本主義的社会における倫理を正当化し、その他の労働や生活を非生産的とする見方につながった。こうした言説は先住民に対する政策的移住、未割当地の放出、先住民児童の誘拐などを正当化するのに用いられた (Wise, 2023: 148-149)。そして入植者植民地主義的仮定である、インディアンはいつも空腹で、したがって彼らは味覚 (風味豊かな料理) を開発する機会がなかった、という仮定は、先住民の栄養不足や食料不足が統治者による政策とは関連がないという理由付けに利用されただけでなく、これを理由に政府によるさらなる先住民社会への植民地的干渉が行われた (Wise, 2023: 149)。たとえば当局が先住民に生業の転換を迫る、といったことをした。

先住民の生業や生活様式は非効率的とは限らない。先住民が野蛮、もしくは自然状態で生きている、というイメージを覆すような実例が存在する。あるいは、もっと言えば、そのようなイメージ自体が、大いなる認識不足であった可能性がある。例えば、木の実や果物を実らせる多年生植物の栽培や、外来植物のコントロールの実例などから見て、彼らはむしろ多様で持続可能な食料獲得のため、意識的、無意識的に森林管理を行っていた (Wise, 2023: 25-28)。また先住民の農業従事者が何世紀にもわたって土地を耕し、さまざまな作物を育てることで食物の多様性を守り、植物多様性を守ってきた、という点も無視できない (Wise, 2023: 152-153)。

興味深いのは、こうした同化や非所有化に関わる政策が統治者の意図しない結果を招いた、ということである。そもそも、イギリスから渡来した入植者との戦争が先住民の汎部族性を形成したとの議論がある。例えばアメリカ先住民チェロキー族は戦争によって統合された新たなチェロキー族アイデンティティ (new sense of unified Cherokee identity) を獲得したといわれる (Wise, 2023: 84)。また前出のアメリカ合衆国における先住民児童の寄宿学校通学を通じた同化政策においても、統治者が意図せざる結果を招いたとされる。アメリカ合衆国の各地から、家族や故郷から引き離されて、異なる部族に属する多様な出自の先住民児童が集められた結果、部族を越えた汎インディアン文化・アイデンティティ (pan-Indian culture and identity) が形成されたのである (Wise, 2023: 131-132)。寄宿学校で先住民児童たちはお互いに生活様式や文

化的記憶を紹介しあい、お互いの言語や儀礼を学び合い、食事の場面でも互いの習慣を学び合った (Wise, 2023 : 133)。そしてのちに自分の故郷や保留地に戻った寄宿学校の卒業生はインディアン事務局の政策を批判する活動を行うことになる (Wise, 2023 : 137)。政府の同化政策に対抗する動きは都市部へも波及し、こうした活動は、先住民の貧困の原因はむしろアメリカ合衆国政府による先住民の土地所有の非所有化と関連が深いことを効果的に示すことに成功した (Wise, 2023 : 137)。そしてこれが、割当地政策の終了 (= インディアン再組織法 Indian Reorganization Act 1934) につながる動きを形成した (Wise, 2023 : 137)。ただしこのインディアン再組織法は先住民自治の方向性を示したが、インディアン事務局は一方では先住民の主権を否定するような動きも見せた (既出のアメリカ合衆国連邦政府と先住民との条約関係の終結 (termination) など) (Wise, 2023 : 137-138)。

以上の研究から読み取れる点は多々あるが、ここでは次の点を指摘しておきたい。例えばここから我々は、定住農耕民としての入植者に浸み込んだ先住民の食に対するイメージの生み出す問題を認識できる。狩猟民であり、農耕の義務を果たさず、貴族の余暇のようなことを行っている、というのは、定住農耕民であり、「平等な権利」の申し子である入植者からはネガティブな価値判断を下される³⁴。著者のワイズが述べるように先住民に対するそのようなイメージは誤解であり、むしろ入植者が持ち込んだ「新しい」農業知識が農業、および自然環境を損ねていた可能性がある。

このような食の政治と先住民の食文化との関わりについては、台湾原住民についても大いに検討の余地がある。近年台湾では台湾原住民の狩猟をめぐる社

34 カナダの政治学者キムリックが述べている、自由主義的な国家における好意的無視の問題についても併せて考える価値があるのではないか (Kymlicka, 1998)。もし平等を重視して、平等が実現できない状況を是正するために差別を解消していくと同時に、集団に特別な権利を認めることに対して批判的で、平等という次元で公平中立の立場に立つのであれば、平等から外れる特権を求めるような要望に対しては好意的無視が妥当との立場は理解できる。しかし一方で、その理解では現実として不十分な対応になりうる、ということは、例えばこのような事例を考えることで理解が容易になるのではないか。平等も、どのような次元での平等を求めるかについての慎重な検討、多様な平等のあり方を想定することなどが必要なのかもしれない。またこうした問題に対する現実的な対応 (積極的差別是正措置など) と同時に、関連の事項についての認識を深めること、ここで言えば定住農耕民と移動民の認識の差について理解すること、食文化についての知見を深めることの重要性も示しているのかもしれない。

社会問題が多発し、台湾社会でも大きな議論となった。こうした現代における社会問題と、すでに見た入植者植民地主義をめぐる議論を対話させることで、新たな研究成果が生み出せるのではないかと期待している。ただし、その入植者植民地主義とは、本稿前半で見たウルフらをはじめとする典型的な議論をそのまま持ち込むのではなく、例えば定住農耕民対移動民、台湾原住民の場合は定住農耕民対焼畑農耕民（狩猟採集民）という、台湾の状況に照らして再調整した図式の中でとらえ直したうえで議論を行うことが重要ではないか、と思われる。

6. おわりに

本稿では、入植者植民地主義に関する議論と基本的な概念について概観し、それをふまえて、こうした学術的知見を台湾原住民研究に活かす方向性について、三つの方向から検討・提案した。文中でも述べたように、この三つは互いに関連している。「入植者植民地主義」に関する議論を参照しながら、互いに関連した問題領域として研究していくことは学術上の価値があると思われる。今後は、今回得られたこうした知見を活かして、台湾原住民社会研究や、筆者が従来行ってきた研究との関わりについても知見を深めたいと考えている。これも文中でもふれたように、入植者植民地主義自体の概念や議論と、筆者を含めた台湾原住民研究との関わりについては、別の機会に改めて検討し、論じることとしたい。今回入植者植民地主義の説明でとりあげた事例に関する日本の関連研究についても、今後可能な限りフォローしていきたいと考えている。また、本稿で示した三つの方向性に関わる議論と台湾原住民研究との関わりについても別稿で検討する必要があると考えている。

謝辞：今回筆者として新たなテーマに取り組むにあたり、佐藤勘治先生、若林大我さん、栗林大さんに草稿を見ていただいた。草稿を読んでもらった各位に厚く御礼を申し上げる。その後可能な限り原稿の修正を行ったが、まだ訳語や表現、説明に不十分なところがあるかと思われる。それについては今後またの機会に修正・補足を行いたい。

参考文献

東栄一郎

2022 『帝国のフロンティアをもとめて』（名古屋大学出版会）

アナヤ（James Anaya）（角田猛之訳）

2019a 「先住民族の権利に関する特別報告者報告：アジアの先住民族の状況に関する協議」
（A/HRC/21/47）『関西大学法学論集』第68巻第6号：223-256

2019b 「国連・先住民族の権利に関する特別報告」（A/HRC/21/47）ノモス（Nomos）第
44巻：21-43

2019c 「国連・先住民族の権利に関する特別報告者報告：先住民族の領域内もしくは周辺
で稼働している採取産業」『関西大学法学論集』第69巻第2号：169-200

2019d 「国連・先住民族の人権と基本的自由に関する特別報告者報告」（A/HRC/15/37）
『関西大学法学論集』第69巻第3号：262-291

2019e 「国連・先住民族の権利に関する特別報告者報告」（A/HRC/24/21）ノモス（Nomos）
第45巻：9-33

2020 「国連・先住民族の権利に関する特別報告者報告」（A/68/317）『関西大学法学論集』
第69巻第4号：141-171

2021 「先住民族の権利に関する国連特別報告者報告：カナダの先住民族の状況」（A/
HRC/27/52/Add.2）：ノモス（Nomos）第48巻：85-112

岩崎佳孝

2016 『アメリカ先住民ネーションの形成』（ナカニシヤ出版）

イングラート（Sai Englert）

2022 *Settler Colonialism: an Introduction*（Pluto Press）

ウルフ（Patrick Wolfe）

1991 'On Being Woken Up' *Comparative Studies in Society and History*, vol.33, No.2: 197-224

1997 'History and Imperialism' *The American Historical Review*, vol.102, No.2: 388-420

2001 'Land, Labor, Difference' *The American Historical Review*, vol.106, No.3: 866-905

2006 'Settler Colonialism and the Elimination of the Native' *Journal of Genocide Research*,
8(4): 387-409

2007 'Corpus Nullius', *Postcolonial Studies*, Vol.10, No.2: 127-151

キムリッカ（Will Kymlicka）

1998 『多文化時代の市民権』（晃洋書房）

キャンベル（Jeremy M. Campbell）

2015 *Conjuring Property*（University of Washington Press）

金城秀樹

2012 「オーストラリア先住民の土地所有」『札幌大学総合論叢』第33号：49-65

2013 「オーストラリアにおける先住権原と構成信託の法理」『札幌大学総合論叢』第35
号：15-27

グリア（Allan Greer）

2019 'Settler Colonialism and Empire in Early America', *The William and Mary Quarterly*,
Vol.76, No.3, pp.382-390

後藤健志

2020 「フロンティア産業景観の技術-生態誌」『文化人類学』85巻2号：187-205

2021 「アマゾンにおける土地と財の取得をめぐる状況」『アンデス・アマゾン研究』
Vol.5: 1-32

ゴメスバリス (Macarena Gomez-Barris)

2017 *Extractive Zone* (Duke University Press)

島田征夫

2014 「国際法上の無主地先占の法理」『早稲田法学』89巻第4号：67-112

シムサリアン (James Simsarian)

1938 The Acquisition of Legal Title to Terra Nullius, *Political Science Quarterly*, Vol.53,
No.1, pp.111-128

友永雄吾

2017 「オーストラリア先住民運動」『国際文化研究』第21号：17-29

ハージ (Ghassan Hage)

2008 『希望の分配メカニズム』(御茶の水書房)

橋本雄太郎

1994 「マボ判決とその影響」『オーストラリア研究』第5号：1-11

パルマー (Kingsley Palmer)

2018 'Certainty and Uncertainty', *Strategic Practice, the Law and the State* (Australian
National University Press) : 11-28

平野克弥

2022 「主権と無主地」『思想』no.1184：7-32

平野克弥等 (Katsuya Hirano, Lorenzo Veracini, Toulouse-Antonin Roy)

2018 'Vanishing natives and Taiwan's settler-colonial unconsciousness' *Critical Asian
Studies*, DOI: 10.1080/14672715.2018.1443019, pp.1-23

松岡格

2012 『台湾原住民社会の地方化』(研文出版)

2017 「継承と前進：蔡英文政権による原住民族政策見直しの動き」『東亜』2017年2月
号 (No.596) : 100-110

2024 『植民地統治下の台湾原住民』(東京大学出版会)

水野由美子

2007 『〈インディアン〉と〈市民〉のはざままで』(名古屋大学出版会)

ミルゾーフ (Nicholas Mirzoeff)

2023 *An Introduction to Visual Culture* (Third Edition) (Routledge)

ワイズ (Michael D. Wise)

2023 *Native Foods* (The University of Arkansas Press)